平成２３年（フ）第１５２６号
最後の住所愛知県半田市白山町３丁目13番地の１
破産者　被相続人吉田まさ江相続財産
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８８号
名古屋市中村区井深町５番20号
破産者　有限会社ハース
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８２号
名古屋市緑区漆山503番地　ユニーブル緑地公園203号、商業登記簿上の本店所在地愛知県愛知郡東郷町大字春木字猫池2042番地の３
破産者　有限会社キャビン
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０８号
名古屋市瑞穂区土市町２丁目27番地１
破産者　株式会社ハートイン
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３０１号
大阪市阿倍野区王子町３丁目１番26号
破産者　株式会社あべの共栄
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９２２号
大阪市北区天満４丁目11番１号
破産者　有限会社西和製版
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６３号
大阪市住吉区苅田７丁目12番19―514号
破産者　株式会社フラワー
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８２号
大阪市中央区徳井町２―２―５　宮脇ビル102、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区和泉町１丁目１番14号ワイエムピー谷町ビル
破産者　有限会社匠企画設計
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２２号
大阪府茨木市永代町６番24号
破産者　有限会社ウィル・コミュニケーションズ
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２３号
堺市北区北花田町３丁44番17号
破産者　株式会社ツール王国ＭＡＸ
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０６号
大阪府富田林市寺池台５丁目１番79―306号
破産者　株式会社アクシスジャパン
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４８６号
川崎市幸区南幸町２丁目43番地フレスコ川崎208
破産者　株式会社野市
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
兵庫県川西市多田桜木２丁目１―21
破産者　有限会社Ｔ＆Ｋフーズ
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７２６号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目３番29号
破産者　岡田　皓一
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６８号
岡山市南区内尾318番地２
破産者　浦田運輸有限会社
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５００号
東京都八王子市大和田町５丁目25番24―501号
破産者　米澤　秀彦
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４９１号
金沢市問屋町１丁目62番地
破産者　株式会社丸昌
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４３４号
山梨県甲斐市竜王967番地８
破産者　有限会社ＫＡＩ物流
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
静岡県沼津市寿町23番17号、商業登記簿上の本店所在地静岡県沼津市東熊堂39番地
破産者　有限会社カミオ企画
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
岡山県備前市伊部305番地の２
破産者　有限会社柴岡工業
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４２号
岡山県備前市伊部305番地１
破産者　柴岡　敦子
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５７号
広島市南区出汐１丁目４番16号
破産者　サンユウ株式会社
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部